

ガン治療に必要な保障を“かしこく”
準備することができます



あんど
人生の「もしも」を「安堵」にかえる。

&LIFE ガン保険スマート

アンドライフ

「&LIFE ガン保険スマート」は、「ガン保険（無解約返戻金型）（18）無配当」の販売名称です。

1 ガンによる約款所定の入院・手術等の保障が一生継続します

- 診断から入院・手術・退院・通院等、治療の段階に合わせた保障を準備することができます。
- 保険料は保険期間の途中で上がることはありません。

2 入院・手術を繰り返しても安心です

- 日帰り入院から入院5日目までは、一律5日分のガン入院給付金をお受け取りいただけます。
- ガン入院給付金とガン手術給付金には、支払限度日数・回数の制限がありません。治療が長期化した場合や転院・再入院した場合も安心です。

※日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払有無により判断します。

3 ガンと診断確定されたとき（再発・転移による入院を含む）一時金をお受け取りいただけます

- ガン診断給付特約（無解約返戻金型）（18）を付加することにより、まとまった資金（一時金）をお受け取りいただけます。
- 医療費の負担等による不安が軽減され、治療の選択の幅が広がります。

4 多様化するガン治療に備え、オプション（特約）を選択できます

基本保障（主契約）

入院・手術
の保障

オプション（特約）



ガン診断確定時の
一時金保障

抗ガン剤治療
保障

通院治療
保障

先進医療 保障

退院 保障

死亡・高度障害
保障

5 告知書のご提出のみでお申込みいただけます

- 健康状態に関する告知（3項目）について、すべて「いいえ」であればお申込みいただけます。

※お申込みいただける場合でも、申込歴や給付金支払歴等によっては、お引き受けできない場合があります。

お客さまのニーズにあわせて、オプション（特約）を組み合わせることができます

ご契約例 ～ 多様化するガン治療に備える場合 ～

(主契約のガン入院給付金日額5,000円の場合)

基本保障
(主契約)

オプション
(特約)

入院 ガンで入院されたとき
ガン入院給付金

注1
日帰り入院から保障
支払限度日数無制限
入院5日目まで 入院6日目以降
一律 **2.5万円** 1日につき **5,000円**

手術 ガンで手術を受けられたとき
ガン手術給付金

回数の制限なし
1回につき **10万円**
(ガン入院給付金日額の20倍)

先進医療 ガンで先進医療を受けられたとき注2
ガン先進医療特約(無解約返戻金型)(18)

保険期間通算
2,000万円まで
先進医療にかかわる**技術料**と
約款所定の**交通費、宿泊費**
宿泊費は1泊につき1万円を限度

ガン診断 ガンと診断確定されたとき、注3
およびその後1年以上を経過して
ガンにより入院されたとき
ガン診断給付特約(無解約返戻金型)(18)

1年に1回を限度に
何度でも保障
一時金として **100万円**
(ガン診断給付金額100万円の場合)

治療通院 ガン治療のために通院されたとき注4
ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)

入院の有無を
問わず保障
5,000円 × 通院日数

抗ガン剤治療 抗ガン剤治療を受けられたとき注5 注6
抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18)

入院の有無を問わず
通算120月を保障
10万円 × お支払事由に
該当する月の月数
同一の月に1回のお支払限度
(抗ガン剤治療給付金月額10万円の場合)

退院 ガンで20日以上
入院後、退院されたとき注7
ガン退院療養給付特約(無解約返戻金型)(18)

退院時に一時金
一時金として **10万円**
(主契約のガン入院給付金日額の20倍)

死亡・高度障害 ガンで死亡されたとき、約款所定の
高度障害状態になられたとき
ガン死亡保障特約(無解約返戻金型)(18)

万一のときも保障
一時金として **50万円**
(ガン死亡保険金額50万円の場合)

上記ご契約例の場合
月々お支払いいただく
保険料です

保険料例

- 月払 (口座振替・クレジットカード扱)
- 保険期間・保険料
払込期間：終身

ご契約年齢	男性	女性
30歳	3,028円	3,299円
40歳	4,315円	4,446円
50歳	6,472円	5,567円



注1 日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払有無により判断します。

注2 先進医療の保障は、医療技術、医療機関および適応症等によってはお支払対象とならないことがありますのでご注意ください。

注3 ガン診断給付金がお支払されることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年以内に、再度ガン診断給付金のお支払事由に該当した場合には、ガン診断給付金はお支払いできません。

注4 次の期間(支払対象期間)中の通院が対象となります。

①ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定された日からその日を含めて5年間

②最終の支払対象期間が満了した日の翌日以後に次のいずれかに該当した日からその日を含めて5年間

ガンが再発したと診断確定されたとき/ガンが他の臓器に転移したと診断確定されたとき/ガンが新たに生じたと診断確定されたとき/ガンの治療を目的として入院されたとき
※通院には往診・訪問診療等、医師が治療のために被保険者の居宅等を訪問したときを含みます。※検査や経過観察のための通院、美容上の処置による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取りのみの通院、ガンの治療に伴い生じた合併症の治療のための通院等はガン治療通院給付金のお支払対象外です。

注5 同一の月に2回以上抗ガン剤治療をされた場合は、その月の最初に受けた抗ガン剤治療がお支払対象となります。

注6 抗ガン剤治療給付金のお支払いは、お支払事由に該当する月を通算して120月を限度とします。

注7 ガン退院療養給付金がお支払された最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に、再度主契約のガン入院給付金がお支払される入院を開始した場合、その入院については、ガン退院療養給付金をお支払いできません。

※ガンに関する保障は、責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日(91日目)から開始します。

※(主契約)保険料払込期間中に解約された場合には解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお支払いいただいた場合のみ、解約返戻金(ガン入院給付金日額の10倍)をお受け取りいただけます。
(特約)保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

●ご相談・お申込み先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒455-0804 株式会社島倉保険事務所
名古屋市港区当知3丁目2118-1
TEL:052-382-3425 FAX:052-382-0026

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)
受付時間 月~金 9:00~18:00 土 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除きます)
http://www.msa-life.co.jp

2018-A-0194(2018.9.2)